

北本市公共工事前金払要綱

(平成30年3月26日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により行う前金払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する前金払については、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条各項の規定によるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。
- (2) 保証事業会社 法第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。
- (3) 保証契約 法第2条第5項に規定する保証契約をいう。

(前金払の対象)

第3条 前金払（第6条に規定する中間前金払を除く。次条及び第5条において同じ。）の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）で、1件の請負代金額が500万円以上のもの
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量で、1件の委託金額が300万円以上のもの

2 前金払の対象となる経費は、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に掲げるものに限るものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる公共工事 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理

費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する経費

- (2) 前項第2号に掲げる公共工事 材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

（前金払の割合等）

第4条 前金払の額は、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める割合以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる公共工事 1件の請負代金額の10分の4

- (2) 前条第1項第2号に掲げる公共工事 1件の委託金額の10分の3

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく2年以上にわたる契約に係る前金払は、継続費等の各年度の年割額に相当する部分の額に対してすることができるものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約に係る前金払は、当初に締結した契約の請負代金額又は委託金額に対してすることができるものとする。

（前金払の請求）

第5条 前金払を受けようとする受注者は、契約締結の日（前条第2項及び第3項の契約に係る前金払のうち、2年度目以降に支払いを受けるものにあつては、当該契約に基づく各年度の初日）から起算して30日以内に北本市前金払請求書（様式第1号）に保証事業会社の発行した保証契約に係る前払金保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による保証事業会社の発行した保証契約に係る前払金保証証書の添付は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証事業会社が定め、市長が認めるものを含むものとする。

（中間前金払の対象）

第6条 既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象となる公共工事は、1件の請負代金額が500万円以上の建設工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期が90日を超える工事
- (2) 工期の2分の1を経過している工事
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われている工事
- (4) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当する工事

2 継続費等に基づく契約の中間前金払については、前項第2号及び第3号中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と、同項第4号中「工事に係る」とあるのは「当該年度の工事に係る」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度の年割額等」と読み替えて適用する。

（中間前金払の割合等）

第7条 中間前金払の額は、1件の請負代金額の10分の2以内の額とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約に係る中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の額に対してすることができるものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約に係る中間前金払は、当初に締結した契約の請負代金額に対してすることができるものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第8条 部分払が認められている建設工事の受注者は、当該建設工事の契約を締結するときに、中間前金払又は部分払いのいずれかを選択し、北本市中間前金払・部分払選択届出書（様式第2号）により届け出なければならない。

2 前項について、受注者は契約締結後の変更はできないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、継続費等の2年以上にわたる契約については、当該契約を締結するときに中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度の年割額等の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、部分払の請求をすることができるものとする。

(中間前金払の請求等)

第9条 中間前金払を受けようとする受注者は、北本市中間前金払認定請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、決定したときは、原則として当該請求書を受理した日から起算して原則として7日以内に、北本市中間前金払認定(不認定)通知書(様式第4号)により受注者に通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者は、中間前金払を受けようとするときは北本市中間前金払請求書(様式第5号)に保証事業会社の発行した保証契約に係る中間前払金保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する審査に際し必要なときは、受注者に資料の提出を求めることができる。

5 第5条第2項の規定は、第3項の規定による保証事業会社の発行した保証契約に係る中間前払金保証証書の添付について準用する。

(前金払の支払期限)

第10条 市長は、第5条第1項又は前条第3項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して原則として14日以内に前金払をするものとする。

(前金払の額の変更)

第11条 前金払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額又は委託金額が著しく増額されたときは、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める額から既に支払を受けた前金払の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる公共工事 当該増額後の請負代金額の10分の4(中間前金払の支払を受けている場合にあっては、10分の6)
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる公共工事 当該増額後の委託金額の10分の3

2 前金払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額又は委

託金額が著しく減額されたときは、既に支払を受けた前金払の額が次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該減額された日から起算して30日以内に当該超過した額を返還しなければならない。ただし、市長は、当該期間内に当該受注者に対し部分払の支払をするときは、当該部分払の額から当該超過した額を控除して返還に充てることができる。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる公共工事 当該減額後の請負代金額の10分の5（中間前金払の支払を受けている場合にあっては、10分の6）

(2) 第3条第1項第2号に掲げる公共工事 当該減額後の委託金額の10分の4

3 市長は、前項の規定にかかわらず、その超過した額が相当の額に達し、前金払の使用状況から返還することが著しく不適當であると認めるときは、当該前金払の支払を受けた受注者と協議して返還すべき額を定めるものとする。ただし、請負代金額又は委託金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合は、市長は、返還すべき額を定め、当該前金払の支払を受けた受注者に通知するものとする。

4 受注者は、前3項の規定により前金払の額に変更があったときは、保証契約を変更し、当該変更後の保証契約に係る保証証書を市長に提出しなければならない。

5 第5条第2項の規定は、前項の規定による変更後の保証契約に係る保証証書の提出について準用する。

（前金払の額の返還）

第12条 前金払の支払を受けた受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前金払で受けた額の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 第3条第2項に規定する経費以外に充てたとき。

(2) 前金払の対象となっている契約が解除されたとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(4) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第13条 市長は、第11条第2項及び前条の規定により前金払を返還すべき受注者が市長の指定する期間内に返還しなかったときは、当該期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還すべき額に契約締結の日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延利息として徴収することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告及び入札する者に通知する入札の契約に係る前金払について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告及び入札する者に通知する入札の契約に係る前金払について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告及び入札する者に通知する入札の契約に係る前金払について適用する。

様式第1号（第5条関係）

北本市前金払請求書

年 月 日

（宛先）北本市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

年 月 日に締結した請負契約について、北本市
公共工事前金払要綱第5条の規定により、保証事業会社の保証証書を添
えて次のとおり前金払の支払を請求します。

- 1 件名
- 2 場所
- 3 工期（履行期間） 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額（委託金額） 金 円
- 5 前金払請求額 金 円
- 6 指定金融機関

振 込 先	金融機関名		支店名	
	預金種別	当座・普通	口座番号	
	フリガナ 口座名義			

様式第2号（第8条関係）

北本市中間前金払・部分払選択届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

次の工事について

中間前金払
部分払

 は、 を選択し
ます。

件 名	
場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

注) 1 中間前金払又は部分払のいずれかを選択すること。

注) 2 契約（仮契約）締結後の変更はできない。

様式第 3 号（第 9 条関係）

北本市中間前金払認定請求書

年 月 日

（宛先）北本市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

㊟

中間前金払の請求をしたいので、北本市公共工事前金払要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

件 名	
場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

別紙

北本市工事履行報告書

件名				
期間	年 月 日から 年 月 日まで			
日付	年 月 日 (月分)			
月別	予定工程 ※()は工程変更後	実施工程	差	備考
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
年 月	% (%)	%	%	
(記載欄)				

監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

- 備考 1 報告は、月報を標準とする。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第 4 号（第 9 条関係）

北本市中間前金払認定（不認定）通知書

年 月 日

様

北本市長



北本市公共工事前金払要綱第 9 条の規定により中間前金払をすることを

認定
不認定

 したので、次のとおり通知します。

件 名	
場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
中間前金払の額	金 円
摘 要	

様式第5号（第9条関係）

北本市中間前金払請求書

年 月 日

（宛先）北本市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

㊟

年 月 日に締結した請負契約について、北本市
公共工事前金払要綱第9条の規定により、保証事業会社の保証証書を添
えて、次のとおり中間前金払の支払を請求します。

- 1 件名
- 2 場所
- 3 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円
- 5 中間前金払請求額 金 円
- 6 指定金融機関

振 込 先	金融機関名		支店名	
	預金種別	当座・普通	口座番号	
	フリガナ 口座名義			